

第6回 四條畷市バリアフリー基本構想協議会

日 時	令和 8 年 3 月 19 日(木)午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分
場 所	四條畷市役所 東別館 2 階 201会議室
出席者	田中会長、小寺副会長、山根委員、宮城委員、藤井委員、天羽委員、守屋委員、濱野委員、瀧藤委員、瀬野委員、木邨委員、辰巳委員
事務局	都市政策課：北田課長、古野課長代理、小倉主任、大野係員、谷口係員
欠席者	宮本委員、佐治委員、阿瀬田委員
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1)会長・副会長の選出について</p> <p>(2)四條畷市バリアフリー基本構想 進捗状況</p> <p>(3)特定事業(移動円滑化基準等に係る事業)の進捗状況</p> <p>(4)特定事業以外の事業(その他の事業)の短期目標の実施報告</p> <p>3 閉会</p>
資 料	<p>会議次第</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 配席図 ・資料2 四條畷市バリアフリー基本構想協議会名簿 ・資料3 四條畷市バリアフリー基本構想 進捗状況 ・資料4 特定事業(移動円滑化基準等に係る事業)の進捗状況 ・資料5 特定事業以外の事業(その他の事業)の短期目標の実施報告 ・口座振込依頼書 ・報酬辞退届
1. 開会	
事務局	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまより、第 6 回四條畷市バリアフリー基本構想協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本協議会は、議事録の作成のため、録音させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、任期満了に伴う委員の委嘱を行ってから、最初の協議会でありますので、会長が決定されるまでの間、事務局で議事進行させていただきたいと存じます。まず、本会議の出席状況について報告させていただきます。</p> <p><欠席報告兼委員紹介></p>
事務局	<p>協議会委員の総数は 15 名、そのうち現在出席いただいている委員は、12 名でございます。</p> <p>したがって、四條畷市バリアフリー基本構想協議会規則第 3 条第 2 項に規定す</p>

事務局	<p>る委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、議事に入ります前に、本日お配りしている会議資料の確認をいたします。</p> <p><配布資料確認></p>
事務局	<p>それでは、本日の議題(1)、協議会の会長、副会長を選出していただきたく存じます。</p> <p>会長におかれましては、「バリアフリー基本構想協議会規則」第2条第2項の規定に基づき、会務を総理いただき、協議会を代表していただきます。また、副会長におかれましては、同条第3項の規定に基づき、会長を補佐していただきたいと存じます。</p> <p>選任方法でございますが、第2条第1項の規定で、委員の方々の互選となっております。ご推薦はございませんでしょうか。</p> <p><意見なし></p>
事務局	<p>それでは、事務局から会長及び副会長の選出について、ご提案させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
事務局	<p>それでは、会長には、学識経験が豊富な田中委員を、副会長には、同様に学識経験が豊富な小寺委員を、お二人とも以前から経験されているため、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、拍手をもってご承認とさせていただきますと存じます。</p> <p><拍手></p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、会長に、田中委員、副会長に、小寺委員を決定させていただきました。両会長席にお移りください。</p> <p>それでは、会長から一言お願いいたします。</p>
会長	<p>改めまして田中でございます。</p> <p>会長を引き続き務めさせていただきます。季節も次第に春らしくなり、一雨ごとに春が近づくとされる一方で、雨の日はどうしても動きづらさを感じることがあります。そうした不便さも踏まえながら、より動きやすい四條畷市づくりに貢献していきたいと考えております。今後ともご協力、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、副会長から一言お願いいたします。</p>

副会長	<p>副会長に推薦されました小寺でございます。</p> <p>昨年と同様に、会長の補佐を十分に果たせるよう頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後ともよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会長、副会長が決定されましたので、これから会長に議事進行をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは会長、よろしくお願いいたします</p>
会長	<p>それでは協議に入りたいと思います。議題(2)の「四條畷市バリアフリー基本構想 進捗状況」についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>スクリーンにて投影しながらご説明いたしますが、お手元の資料も同じものでございますので、文字等が見えにくい場合は、紙資料にてご確認いただければと思います。</p> <p>それでは、特定事業についての概要をご説明いたします。</p> <p>資料3の2ページをご覧ください。</p> <p>バリアフリー法では、「移動円滑化のために実施すべき特定事業、その他の事業」を基本構想に定めることができます。</p> <p>本市において、「特定事業」となる事業は、表1にある上から6つのものでございます。その6つ以外の、「特定事業」に当てはまらないもので基本構想に位置づけする事業を「その他の事業」として記載しております。</p> <p>特定事業として基本構想に記載した場合、各施設管理者様には特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施が義務付けられます。</p> <p>現在、基本構想に記載されている特定事業及びその他の事業の数は、表2に記載のとおりでございます。特定事業が全体で47事業、その他の事業が全体で44事業となっており、各施設管理者様において事業の検討や管理を進めているところでございます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>本市のバリアフリー基本構想に基づく事業の進捗率をお示ししております。</p> <p>補足といたしまして、本基本構想は令和2年度に策定いたしましたが、各事業には整備時期を設けております。策定からおおむね5年以内(令和7年度末)を短期、策定からおおむね10年以内(令和12年度末)を中期、策定からおおむね10年以上(令和13年度以降)を長期と位置付けております。</p> <p>なお、昨年度の第5回協議会におきまして、この整備時期区分の記載に誤りがございました。誤りの内容といたしましては、短期を「令和8年度末」、中期を「令和13年度末」、長期を「令和14年度以降」と記載しておりました。正しくは、短期が「令和7年度末」、中期が「令和12年度末」、長期が「令和13年度以降」となります。委員の皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことお詫び申し上げます。</p>

事務局	<p>本日の資料につきましては、すべて正しい整備時期区分に修正しております。</p> <p>資料内容としては、本年度は策定から 5 年が経過するタイミングでございますので、議題(4)にて、各事業者様に、その他の事業の短期の実施報告をいただきます。</p> <p>特定事業につきましても、短期に該当する事業が1つございますが、こちらはこの後の議題(3)にてご報告いただく予定でございます。</p> <p>事務局からの議題(2)の説明は、以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの議題(2)につきましては、全体の概要及び進捗状況のご説明となりますが、各事業の詳細につきましては議題(3)・議題(4)にてご説明いたしますので、ここでは質疑は設けず、そのまま次の議題へ進めます。</p> <p>次に、議題(3)の「特定事業(移動円滑化基準等に係る事業)の進捗状況」に移りたいと思います。進め方ですが、建築物特定事業から順に都市公園特定事業、道路特定事業(府道)、道路特定事業(市道)、道路特定事業(国道)、交通安全特定事業、教育啓発特定事業の順に各事業者からご説明いただきたいと思います。それでは最初に建築物特定事業を四條畷市福祉政策課よりご説明お願いいたします。</p>
委員	<p>建築物特定事業の内、福祉政策課が所管しています福祉コミュニティーセンターについてご報告させていただきます。</p> <p>資料 4 の 4 ページをご覧ください。</p> <p>福祉コミュニティーセンターですが、整備内容につきましては、「視覚障がい者誘導用ブロックのトイレ動線への敷設」と「エレベーターの設置」となっています。</p> <p>現状といたしましては、誘導用ブロックにつきましては、正面玄関前、正面玄関を入ってすぐの廊下から廊下奥の階段に向かって、階段踊り場、2 階の廊下部分には設置しておりますが、トイレへの動線は未施工となっております。また、エレベーターも同じく未設置となっております。</p> <p>四條畷市個別施設計画【公共施設】(令和 6 年 12 月改定版)では、当該施設は、四條畷南中学校跡地へ機能移転をする予定となっており、移転の時期は、現時点では令和 10 年度中とされていることから、「視覚障がい者誘導用ブロックのトイレ動線への敷設」と「エレベーターの設置」の整備内容についての整備時期といたしましては、機能移転により解消予定になっています。</p> <p>当該施設が抱える課題といたしまして、中期の「施設の老朽化に伴い、雨漏りや床のめくれなど修繕必要箇所が多発している」ことに関しましては、日ごろから補修等に対応しているところです。</p> <p>長期の「2 階へのアクセス手段が階段のみであり、施設のバリアフリー化が十分に図られていない。」ことに対しては、先ほど申し上げたとおりです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの建築物特定事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。</p>

<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 次に都市公園特定事業について、四條畷市建設管理課から説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは、都市公園特定事業についてご説明いたします。 まず、10 ページの蜻蛉池公園ですが、整備内容につきましては、「バリアフリースイアの整備」となります。スロープの設置については、道路と公園の地盤高に高低差があり、スロープを整備することは困難であることから、令和 6 年度に手すりの整備を完了しております。次にバリアフリースイアの整備予定時期については、令和 8 年度に実施設計を行い、令和 9 年度の設置を目指してまいります。 続きまして、11 ページの川崎池公園ですが、こちらにつきましても、整備内容としては、「バリアフリースイアの整備」となります。こちらの川崎池公園につきましては、現在、大阪府の流域下水道事業により、当該公園を事業用地として貸し出しておりますので、公園として利用できない状況となっておりますが、下水道工事を終え、今月末の再開園を目途に現在公園復旧工事を実施しており、公園の施設等全面復旧に合わせて、バリアフリースイアを設置する予定となっております。 都市公園につきましては以上となります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの都市公園特定事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 次に道路特定事業(府道)について、大阪府枚方土木事務所から説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>枚方土木事務所でございます。 資料 12 ページから 15 ページの道路特定事業の進捗状況についてご説明させていただきます。12 ページに一覧表がありますが、国道旧 170 号の「視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」、四條畷停車場線の「歩道整備」「歩道幅員の確保」、国道旧 170 号の「歩道の整備」をあげさせていただいております。 まず 13 ページについて、府道(国道旧 170 号)における「視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」は、整備延長 100m を予定しています。誘導用ブロックは、接続する前後の道路も含めて整備されて初めて機能を発揮することから、いずれ一斉に整備したいと考えており、同時施工ができるタイミングを伺っている状況です。四條畷市のネットワーク整備等の状況も踏まえつつ、整備を進めていく予定です。 次に 14 ページについて、府道四條畷停車場線の「歩道整備」および「歩道幅員の確保」は、整備延長 860m を予定しています。こちらは道路と周辺住宅・建物との距離がとれないことから、用地買収等が必要になってくる箇所であり、整備が進みにくい状況です。今後、用地買収等を進めながら、進めていきたいと考えております。 続いて 15 ページについて、府道(国道旧 170 号)の「歩道整備」は、バス路線となっており、道路幅も狭く歩道がない区間があるため、歩行者と自動車混在する大変危険な</p>

委員	<p>状況です。こちらにつきましては、四條畷市の協力のもと用地買収が相当進んでおり、用地買収が進んだところから、歩道は一齐に整備できないのですが、歩きやすいように側溝のふた掛け等を行いながら、歩行空間を確保しながら進めてまいります。</p> <p>整備完了時期は令和10年度を予定しておりますが、用地買収が進み次第、整備を進めていきたいと考えております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの道路特定事業(府道)の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>砂地区に住んでいる視覚障がい者の方から、視覚障がい者誘導用ブロックが少ないため、もっと設置してほしいとの意見がありましたので、お伝えしておきます。</p>
会長	<p>それは府道の整備と合わせてというご意見でよろしいですね。ありがとうございます。</p>
副会長	<p>おでかけサポートタクシーの運用について、田原台の方がサービスを受けられないというご意見がありました。また、申込みの際、会員証を受け取りに行くのは、本人でないとだめだと言われたとのこと。これは、障がい等のハンディーを持った方に合わないサービスではないかと考えられます。</p> <p>以上のことを踏まえて、全体の合理的な配慮の観点から、運用についてお伺いしたいです。</p>
委員	<p>副会長がおっしゃっている件は、福祉計画検討委員会で、委員の方からいただいたご意見です。内容としては、おでかけサポートタクシーは、西部地域と逢阪地域の方しかサービスを受けられないのはなぜかという点、同行援護が必要な場合でも、介助する方がおでかけサポートタクシーと一緒に乗れないので困っているという点、また、申請後に会員証を受け取りに行く際、本人でないといけないのが難しいという点です。</p> <p>福祉的な観点から申し上げますと、まず田原地域につきましては、おでかけサポートタクシーが、西部地域のコミュニティバスの代替策として始まったことから、現時点では西部地域で運行している旨をお答えさせていただきました。</p> <p>残る2点、同行援護ヘルパーさんの同行の取扱いと、本人でないと受け取りができない点につきましては、担当部局と連携し、今後相談していきたいという旨を、委員会でもお答えしております。</p> <p>また、おでかけサポートタクシーは、公共交通としての位置づけで実証運行中ではありますが、今後どういう形や、どういうやり方がよいのかについて、一緒に検討していこうという状況でございます。</p>
事務局	<p>おでかけサポートタクシーの事業について、補足をさせていただきます。先ほど委員からご説明がありましており、西部地域でもともと運行していたコミュニティバスの代替という形で、デマンドタクシーを経て、現在のおでかけサポートタクシーに至っている状</p>

事務局	<p>況でございます。</p> <p>特にコミュニティバスにつきましては、東部と西部をつなぐ幹線交通としての役割に特化させていただく中で、西部地域の交通をどう考えるかという観点から、バスの巡回から小型タクシーによる移動支援へと転換してきた経緯がございます。</p> <p>東部と西部で使い分けているという点では、西部地域の交通手段と、東部地域の状況に合った交通手段ということで、現在はバスと小型タクシーという形で分けさせていただいている状況でございます。</p> <p>利用につきましても、特に高齢の方の利用が多い状況がございましたので、今回のおでかけサポートタクシー事業では、高齢者や障がい者の方を対象に制度設計させていただいております。</p> <p>一方で、運用開始以降、同行支援のことも含め、生活に必要な移動先である病院やスーパー等の拠点にも行けるように、制度を見直してほしいといったご意見もいただいております。</p> <p>制度設計後、利用者のニーズと少し乖離が出ている状況でございますので、令和 8 年度におきまして、その課題の解消について、庁内で検討を進めていく予定としております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それだけニーズの声が出てくるということは、素晴らしい事業が始まっておられるということですね。こちらは、バリアフリー基本構想における特定事業に位置付けられてはいないでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。位置付けられてはおりません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは話を戻したいと思います。</p> <p>次に道路特定事業(市道)について、四條畷市建設管理課からご説明をお願いします。</p>
委員	<p>まず、特定事業として指定されております市道等のうち短期事業の 1 路線について、ご説明いたします。</p> <p>20 ページをご覧ください。路線名は、市道中野 3 丁目中野 1 号線です。整備延長 370mのうち「視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」が未整備の約 130mについて、令和 8 年度中の整備を予定しているところでございます。</p> <p>次に、中期長期事業については、路線数が多く、内容が重複しておりますので、代表的な 2 路線をご説明いたします。</p> <p>まず、32 ページをご覧ください。路線名は、市道中野 2 丁目 7 号線です。整備延長 115mであり、整備内容としましては、「歩道幅員の確保と歩道の改良」となっております。事業中であります一般国道旧 170 号歩道整備事業や旧南中学校跡地整備事業の進捗状況を見極めながら、整備時期、内容を検討したいと考えております。</p>

委員	<p>次に、33 ページをご覧ください。路線名は、市道南野 5 丁目 6 号線です。施工延長は 150m であり、整備内容としましては、「歩道の整備」となっております。現在、旧南中学校跡地に多機能型体育館等の整備が予定され、整備の際には、道路の拡幅、歩道設置が検討されております。旧南中学校跡地以南については、用地買収が必要であり、時間を要することとなります。</p> <p>説明を省略しました路線に関しましては、お時間のある際に目を通していただければと思います。</p> <p>路特定事業(市道)に関しては以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。続きまして、道路特定事業(国道)について、よろしく願いいたします。</p>
国土交通省	<p>はい。本日は佐治が欠席のため、代理でご説明いたします。</p> <p>道路特定事業の一覧、34 ページをご覧ください。</p> <p>国道につきましては、163 号の整備箇所が 2 ヶ所ございます。</p> <p>まず整理番号 17 番が、市役所前から西中野交差点です。</p> <p>整理番号 30 番につきましては、東中野交差点です。</p> <p>整備内容はどちらも「視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」です。</p> <p>整備時期は中期目標ですが、こちらは令和 8 年度に整備予定となっております。</p> <p>次に 35 ページをご覧ください。</p> <p>整備の内容ですが、市役所前交差点から西中野交差点につきましては、市役所前から、横断歩道を渡り、交差点の西側のバス停までは、既に誘導用ブロックが敷設されておりますが、バス停から西中野交差点までがまだ誘導用ブロックが敷設できておりませんので、そこを繋いでいきたいと考えております。</p> <p>また、市役所前の一部、シートが劣化して剥がれている部分がありますので、補修していききたいと考えております。</p> <p>次に、36 ページをご覧ください。</p> <p>東中野交差点につきましては、横断歩道の手前には、誘導用ブロックがありますが、各誘導用ブロックをつなぐ線状ブロックがないため、そちらをつなぐ工事をしたいと考えております。</p> <p>具体的には、交差点の 3 か所、北東側と北西側と南西側を工事していきたいと考えております。</p> <p>北東側は、市道までの境界をつなぐように対応していきたいと考えております。</p> <p>交差点の南側は令和 8 年度以降の府道拡張工事がありますが、それは大阪府の方で施工予定となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>ただいまの道路特定事業(市道)と道路特定事業(国道)について、あわせて道路特定事業(府道)の件についても結構ですので、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしく願</p>

委員	<p>いします。</p> <p>少し話が変わるかもしれませんが、四条畷駅周辺で工事が進んでいます。これは、大東市側の工事だと思いますが、完成後、周辺の道路がどう変わるのか教えてください。</p>
事務局	<p>口頭でのご説明になりますので、位置関係が分かりにくいかもしれませんが、現在、国道(旧 170 号)から四条畷駅の方へ向かう際は、四條畷学園の間にある道路を通るルートになっています。</p> <p>四条畷駅東側につきましては、大東市さんの駅周辺事業として、広場を作ったり道路を広げたりする工事が行われております。こちらは、令和 8 年度の 4 月頃に工事が完成し、供用開始する予定と聞いております。</p> <p>工事が完成しますと、国道(旧 170 号)から四條畷学園の前を一方通行で降りていく道路は廃止にはなりますが、その先に、大阪府さんの府営住宅だったところで、現在は、大東市さんの「morineki(もりねき)」という場所が出来上がっておりますが、その手前の交差点から西側に進行して四条畷駅の方へ通る道路が設けられます。</p> <p>四条畷駅東側に交通広場ができ上がり次第、完成となりますが、完成した際には、四條畷学園の間にある現在の道路は廃止されると聞いております。</p> <p>以上となります。</p>
会長	<p>そうしますと、大東市さんの駅前の開発事業と連動して、四條畷市さんの道路整備事業も、今後行われる計画にあると考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>現時点では、国道(旧 170 号)の拡幅を進めているところで、途中までは用地買収をさせていただいております。ただし、その先の四条畷駅につながる道路につきましては、事業計画をどのように進めていくかという点について、具体的には決まっております。今後、関係部局とも協議していく流れになると考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、素敵な駅前ができるといいですね。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に交通安全特定事業について、四條畷警察からお願いいたします。</p>
委員	<p>それでは 37 ページをご覧ください。</p> <p>記載されている通り、4 つの整備事業があります。</p> <p>「音響信号の設置の検討」、「青時間延長ボタンの設置の検討」の 2 事業が中期目標となっておりますが、その中で「音響信号の設置の検討」に関する進捗をご説明したいと思います。</p> <p>38 と 39 ページをご覧ください。</p> <p>いずれも中期目標ではありましたが、令和 6 年度末に設置することができました。設置場所は、東中野交差点と畷生会病院前の 2 つの交差点です。</p>

委員	<p>当然近くに住んでいる方がおられますので、課題としては、設置前後の地域住民への音の配慮であり、ボリューム等の調整等も実施中でございます。</p> <p>また、交通規制や違法駐車を取り締まり強化、駐車防止や自転車の通行マナーに関する広報啓発活動等、これらについては継続事業となっておりますので、四條畷警察署としては府警本部と連携しながら、継続して検討して参ります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの交通安全特定事業について、ご意見ご質問等がありますでしょうか。</p> <p>それでは、次に教育啓発特定事業につきまして、事務局よりご説明いたします。</p>
事務局	<p>40 ページをご覧ください。</p> <p>特定事業として指定されております事業は、全部で 4 事業あり、基本的には交通事業者様と四條畷市が実施していくものとなっております。</p> <p>41 ページの表にありますとおり、各事業者様においてそれぞれご実施いただいております、引き続きご尽力いただいているところでございます。</p> <p>また、42 ページにありますとおり、市におきましても、教育現場でバリアフリー教室を実施しております。令和 7 年 11 月 28 日に四條畷中学校で行われた認知症サポーター養成講座では、道に迷っている方への接し方について、支援が必要な方の気持ちに寄り添いながら支援する方法について、活発に意見を出し合いました。</p> <p>啓発等に関しましても、43 ページに記載のとおり、サインの設置を行っており、引き続き心のバリアフリーの啓発に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの教育啓発特定事業とこれまでの特定事業の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>視覚障がいをお持ちの方が歩いているとき、何かしましようか等の声掛けした場合、視覚障がい者の方からすれば、真剣に歩いているときに声をかけられると逆に困られることがあります。認知症サポーター養成講座においても、認知症の方が実際に参加するなど、当事者の方が入ったほうがよりいい講座になると思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご意見いただいた件について、担当課にも伝えておきたいと思います。</p>
会長	<p>そうしましたら、この議題(3)について『承認する』ということでご異議ありませんでしょうか。</p> <p><「異議なし」の声></p>
会長	<p>ありがとうございます。次に、議題(4)の「特定事業以外の事業(その他の事業)の短</p>

会長	<p>期目標の実施報告」に移りたいと思います。こちらの進め方ですが、「公共交通のその他の事業」、「建築物のその他の事業」、「都市公園のその他の事業」の順に各事業者からご説明いただきたいと思います。それでは最初に「公共交通のその他の事業」を JR 西日本よりご説明お願いいたします。</p>
委員	<p>続いて、JR忍ヶ丘駅の整備状況についてご報告いたします。 資料 5 の 4 ページをご覧ください。 整備内容は、「誘導サインの改良」についてです。 多目的トイレの位置が、改札の外からでも分かりやすくなるよう、視認性を向上させることを目的に、改札内の柱へ、追加の誘導サインを令和 8 年 2 月末に整備いたしました。 報告は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。次に京阪バスからご説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>続いて、京阪バスの整備内容について、ご報告いたします。 資料の 7 ページから 8 ページをご覧ください。整備項目は、「バス停の時刻表の改良の検討」および「コミュニケーション支援ボードの導入の検討」の 2 点です。 7 ページの「バス停の時刻表の改良の検討」についてですが、こちらは未整備となっております。 未整備の理由といたしましては、時刻表を専用システムで作成しているため、個別の変更対応が難しいことや、便数の多いバス停では、文字を大きくした場合、全ての情報を表記できなくなることが課題となり、整備できておりません。 次に、8 ページの「コミュニケーション支援ボードの導入の検討」についてです。本事業は、会話が困難な利用者にも安心してバスにご乗車いただくことを目的としておりますが、現状は未整備となっております。 未整備の理由といたしましては、現在、全車両に筆談具を常備しており、利用者から不便といったお声はいただいていないため、現時点では導入に至っていません。 なお、今後につきましても、ご意見等を踏まえながら、引き続き導入を検討していく方針です。報告は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの「公共交通のその他の事業」の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>京阪バスに質問です。高齢者の方が歩行器を使用してバスに乗車するときに、運転手の方がサポートしてくれなかったと聞いたことがあります。運転手のサポートは受けられないのでしょうか。</p>
委員	<p>車いすの方につきましては、スロープを出して乗車をお手伝いしています。歩行器を</p>

委員	<p>使用されている方に対して、乗車支援をすることは当然ではありますが、すべての運転手ができているわけではないのが現状でございます。</p> <p>また、他市の会議でも、歩道にきっちり寄せて停車すれば、歩道と乗車口が同じ高さになり、スムーズに乗車することができますが、歩道から離れて停車した場合、利用者は一度車道に下りてからバスに乗車する必要が発生し、不便だというご意見が挙げられました。運転手の中には、横着して離れた場所で停車する方もいますが、そもそも道路上の問題で歩道に寄り切れないバス停もございます。</p> <p>乗車される方には、外国人の方や高齢者の方など様々な方がいらっしゃいますので、安全にスムーズに乗車できるよう配慮した対応が行えるように、年2回のバリアフリー研修という形で運転手への指導を行っており、引き続き努めていきたいと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に「建築物のその他の事業」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>各施設管理者様から報告を賜っておりますので、事務局にて代読させていただきます。</p> <p>10 ページから 13 ページの市民総合センターにつきましては、短期に位置付けております「誘導サインの改良」、「溝蓋の改良」、「エレベーターボタンへの点字の設置」および「段鼻への適切な着色」について、担当課より整備完了の報告を受けております。</p> <p>次に、14 ページをご覧ください。保健センターにつきましては、今後建て替えが予定されていることから、現時点において新たな整備等を実施する予定はございません。なお、本施設が建て替えられる際には、改めて現状の把握を行うとともに、生活関連経路のバリアフリー化を含め、新庁舎のあり方や必要な機能等について、関係部署と連携しながら検討・要望整理を進めていく必要があるものと認識しております。現時点での対応といたしましては、視覚障がいのある方が来庁された際には、職員が直接サポートを行い、目的の場所まで案内するなど、丁寧な対応に努めていると、担当課より報告を受けております。</p> <p>15 ページの市役所(本庁)についての「トイレ位置の明示」では、市庁舎玄関からトイレ位置が分かりづらいことから、案内板の追加設置について、担当課より整備完了の報告を受けております。</p> <p>16 ページの福祉コミュニティセンターの短期事業につきましては、「誘導サイン設置」が充てられております。これにつきましては、令和8年2月に1階および2階のトイレ誘導表示や施設案内表示の改良について、担当課より整備完了の報告を受けております。</p> <p>また、17、18 ページの教育文化センターにつきましても、短期に位置付けております「誘導サインの改良」および「段鼻への適切な着色」について、担当課より整備完了の報告を受けております。</p> <p>「建築物のその他の事業」の報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの「建築物のその他の事業」の説明について、ご質</p>

会長	問やご意見等ありますでしょうか。
委員	<p>建て替えの際で結構ですが、視覚障がい者の方から、市民総合センターの入り口に音声案内を設置してほしいと要望がありました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ぜひ検討をお願いします。</p> <p>次に「都市公園のその他の事業」と「道路のその他の事業」について、四條畷市建設管理課から説明をお願いします。</p>
委員	<p>蜻蛉池公園の整備内容につきましては、20 ページに記載しております。本整備は、「障害物の撤去」を主な内容としております。</p> <p>現在、花壇、北入口の車止め、南入口の車止めの 3 か所の整備を予定しております。このうち、花壇の撤去は令和 8 年 1 月に完了いたしました。</p> <p>一方、北入口および南入口の車止めにつきましては、整備が遅れており現時点では未整備となっておりますが、来年度中の整備完了を予定しております。</p> <p>遅延している車止めの撤去については、単純な撤去ではなく、バリアフリー基準を踏まえた構造等の検討を行い、適切な整備を進めていく予定であり、令和 8 年度中に整備を行う予定であります。</p> <p>整備が遅れている理由といたしましては、整備作業を職員が自ら行っていることに加え、除草作業を含む年間 1,000 件近くある要望対応など他の業務との兼ね合いもあり、段階的に作業を進めているためでございます。</p> <p>都市公園その他の事業の報告は以上です。</p> <p>次に、道路その他の事業についてご報告いたします。</p> <p>22 ページをご覧ください。</p> <p>中野岡山東 1 号線の「溝蓋の改良」については、令和 8 年度予算にて令和 8 年 6 月までに対応を行うこと予定としております。</p> <p>続いて、23 ページをご覧ください。</p> <p>「中野 1 号線の路面」の「凹凸解消」は、張り出し歩道の段差解消となり、取り付けの道路の関係で広範囲の擦り付けが必要となります。</p> <p>ただし、擦り付けをするには、橋への荷重がかかるため、橋が耐えられるのか検討が必要になります。なお、解消には、委託による検討、工事費も掛かることから橋の修繕が生じたタイミングで改めて検討してまいります。</p> <p>続いて、24 ページをご覧ください。中野 1 号線の「路面の凹凸解消」について、資料では、整備予定となっておりますが、こちらは、令和 8 年 3 月 12 日に公園や府管理地との段差を擦り付けすることで、解消いたしました。</p> <p>続いて 25 ページをご覧ください。</p> <p>楠公 2 丁目 3 号線の「障害物撤去」は、令和 8 年 1 月に撤去し、完了しております。</p> <p>報告は以上です。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの「都市公園のその他の事業」と「道路のその他の事業」の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。</p> <p>私の方から質問よろしいでしょうか。</p> <p>公園の障害物の撤去として車止めの整備作業も市職員で対応するとのことでしたが、詳しく伺いたいです。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。車いすが通行できる幅を確保しつつ、幅が広すぎると車両が侵入してしまい、危ない状況にもなりますので、そのあたりを検討し、職員で対応していきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。</p> <p>では、最後に事務局から補足をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整備時期が短期のうち、現時点で未整備となっている事業につきましては、引き続き事務局にて進捗状況を確認し、必要に応じて関係者間で調整を行いながら、取り組んでまいります。あわせて、各施設管理者の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>改めてですが、それぞれの整備時期について、短期・中期・長期を定めた基準について教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>短期につきましては、当然ながら急いで対応しなければならないものを位置付けておりますが、実際に整備が実現できるかどうか等、事業の難易度も考慮しております。そうした点を踏まえ、各事業の実施時期を、先ほど担当からご説明した整備期間内で実施していく方針として整理したものです。</p> <p>また、今回は見直しの時期にも当たっておりますので、現時点で未実施となっている部分につきましては、これまでの取組の経過も含めて検証していきたいと考えております。</p> <p>なお、事業数が多いため、個別の事業ごとに「どのような考え方に基づいて時期を設定したか」という点の詳細説明は、ここでは割愛させていただきます。</p>
<p>委員</p>	<p>個人的な意見ですが、視覚障がいのある方が住んでいる住宅エリアについては、視覚障害者用誘導ブロックの敷設を短期目標として設定すべきであったと考えております。</p>
<p>事務局</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。計画の考え方といたしましては、市民の生活圏がどのエリアに多いかという観点から、四条駅から忍ヶ丘駅までの間の区域を重点整備地区として定め、この区域内を優先して整備していく方針で計画を進めております。</p> <p>今回いただいたご意見につきましては、福祉部局とも連携して検討していく必要があ</p>

事務局	<p>ると考えておりますので、今後の計画見直しに当たり、参考にさせていただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>エリアの設定は難しいところではありますが、誰もが明日から突然目が見えなくなる可能性があります。それも踏まえて、街全体が住みやすくなるということが大事なことだと今お聞きして考えていました。</p> <p>引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>そうしましたら、この議題(4)について『承認する』ということでご異議ありませんでしょうか。</p> <p><「異議なし」の声></p>
会長	<p>それでは、予定されていた議事はこれで全て終了となります。円滑な議事の進行に、ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで司会を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p><事務連絡></p>
事務局	<p>それでは、これを持ちまして第6回四條畷市バリアフリー基本構想協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">—閉会—</p>